八頭町ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金

交付対象世帯　確認フロー

※予算の都合上、定員に達した場合は、補助金の交付は終了となります。申請前に必ずお問合せください。

□世帯２人以上で八頭町に転入して２ヶ月以内ですか？

いいえ → 転入後２ヶ月以内に申請が必要です。

はい、そうです。

□世帯員全員が、転入する前の直近１年以上、鳥取県外に住んでいましたか？

いいえ → １年以内に県内に住んでいた場合は、対象になりません。

はい、全員が県外に住んでいました。

□転勤、研修などによる転入ではなく、今後３年以上八頭町に住む意思がありますか？

いいえ → 一時的な転入の場合や、継続して３年以上定住する意思がない場合は、対象となりません。
※転出する場合は、返還の対象となります。

はい、一時的な転入ではなく、３年以上の定住予定です。

□暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を持つ者がいますか？

はい → 該当する場合は、対象になりません。

いいえ、いません。

□世帯員のいずれか（子を除く）が満 39 歳以下ですか？

いいえ → 世帯員の全員（子を除く）が 40 歳以上の場合には、対象になりません。

はい、そうです。

□以下のいずれかに該当しますか？

夫婦２人の場合

結婚して 10 年以内である。

こどもがいる場合

□妊娠中である。
□義務教育終了前の子がいる。（同居又は近居）

いいえ → いずれにも該当しない場合は、対象になりません。

はい →

補助金対象

補助金の支給については
申請内容を審査のうえ、
決定します。

転入後２ヶ月以内に申請してください。